

第2期

神戸市バリアフリー基本構想

神戸市では、平成24年3月に「神戸市バリアフリー基本構想」を策定し、令和2年度を目標年次に定め、各区に1地区の重点整備地区を設定して面的なバリアフリー化を実施してきました。

昨今では、建築物等のハード面でのバリアフリーに加え、心のバリアフリーといったソフト面でのバリアフリー化が重視されています。

また、ICT（情報通信技術）を活用した移動支援の進展とともに、障がい者等のライフスタイルも急速に変化するなど、バリアフリーを取り巻く環境は日々変化しています。

このような状況を踏まえ、本基本構想では、これまでの基本構想の考え方を基本とし、駅前周辺の事業計画が進んでいる三宮駅周辺、名谷駅周辺、垂水駅周辺、西神中央駅周辺の4地区を重点整備地区に設定し、市内の移動環境のバリアフリー化を推進します。（目標年次：令和7年度）

1. 理念

ひとにやさしいまちづくり、ひとがやさしいまちづくり

2. 基本方針

ユニバーサルデザインや神戸の特性に配慮した施設等の改善・整備

施設や経路のバリアフリー化では、神戸特有の地形特性を考慮しつつ、国の定めるバリアフリー基準に適合するよう努めるとともに、ユニバーサルデザインに配慮した整備を進め、まちを利用する人々が安全で快適に目的地へ到達し施設を利用できる環境をつくります。

多様でわかりやすい適切な情報の提供

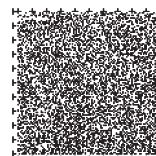
障がい者をはじめ、さまざまな利用者のニーズに合わせた多様な情報をわかりやすく提供するとともに、国際観光都市として、外国人や初めて訪れる人たちにとっても移動しやすい、利用しやすいまちとなるよう案内サインの設置などに取り組みます。

施設の職員および市民による心のバリアフリーの推進

施設の職員が継続的な教育訓練に取り組むことで、さまざまな障がいの状態への対応や心のバリアフリーへの理解を深めます。また、市民のバリアフリーに対する意識・理解の向上を図り、お互いが助け合いできる社会づくりを目指します。

持続的に取り組むバリアフリー

基本構想策定後も、段階的・継続的に発展（スパイラルアップ）させていくことが重要です。このため、整備状況の確認・検証を行い、状況に応じて基本構想を改定するなど、柔軟かつ持続的な取り組みを進めます。



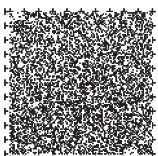
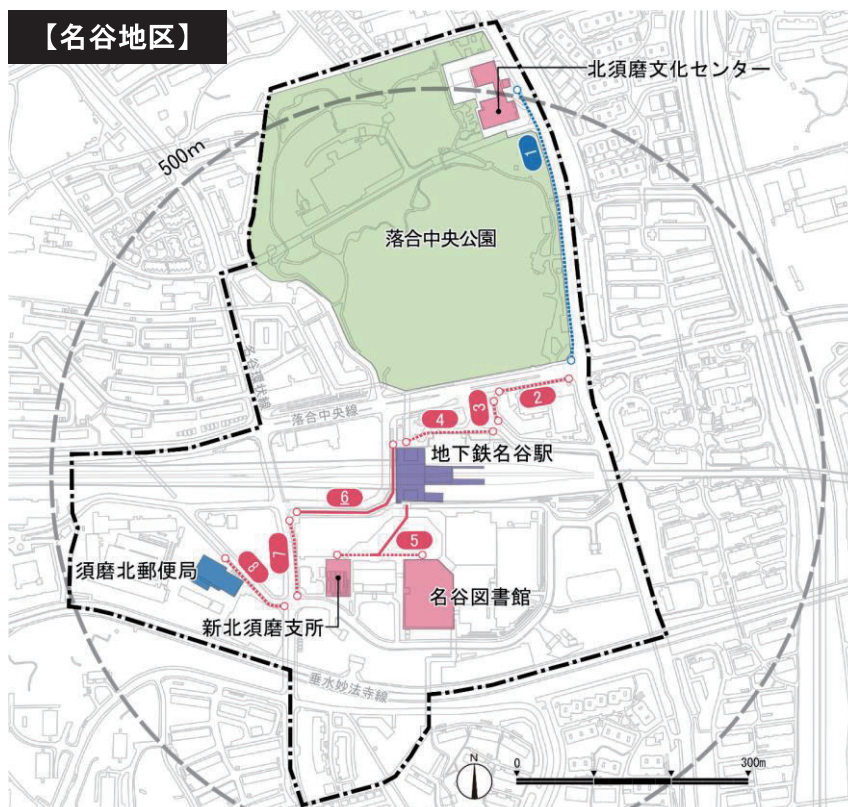
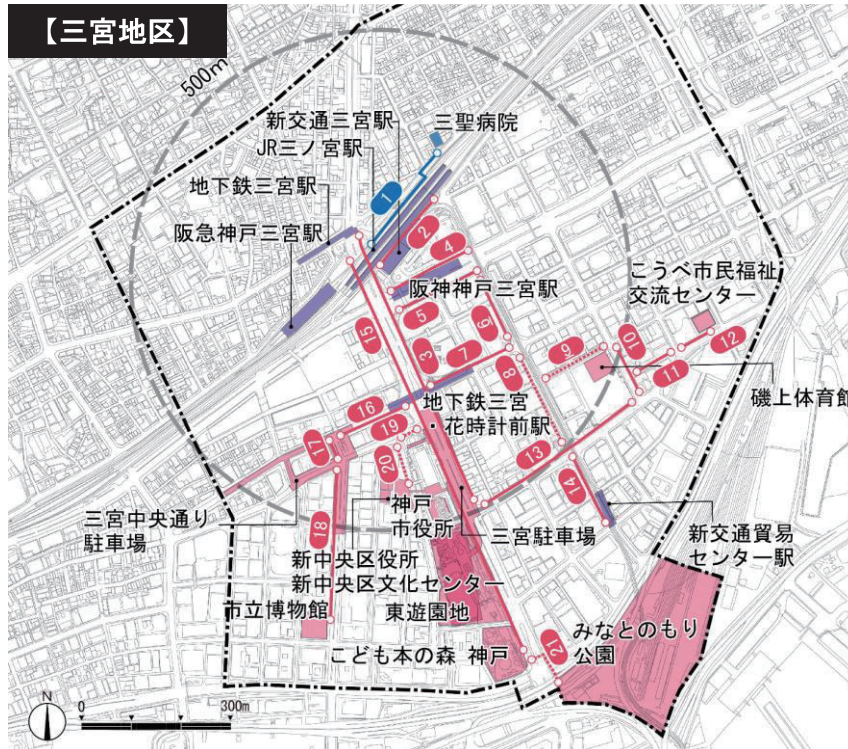
3. 事業の実施方針

1 重点整備地区におけるまちのバリアフリー

重点整備地区内の生活関連施設・生活関連経路を対象に、エレベーターやスロープ、視覚障害者誘導用ブロック、多機能トイレの設置など、物理的な障がい無くするためのバリアフリー整備事業を実施します。

既存施設については各事業者と協議を行い、可能な範囲でバリアフリー化を実施します。また、新施設については兵庫県福祉のまちづくり条例の基準に基づいた整備を行うとともに、それぞれの施設計画の中で様々な方の意見を取り入れた整備を行います。

※個別の事業内容は「資料編」をご覧ください。



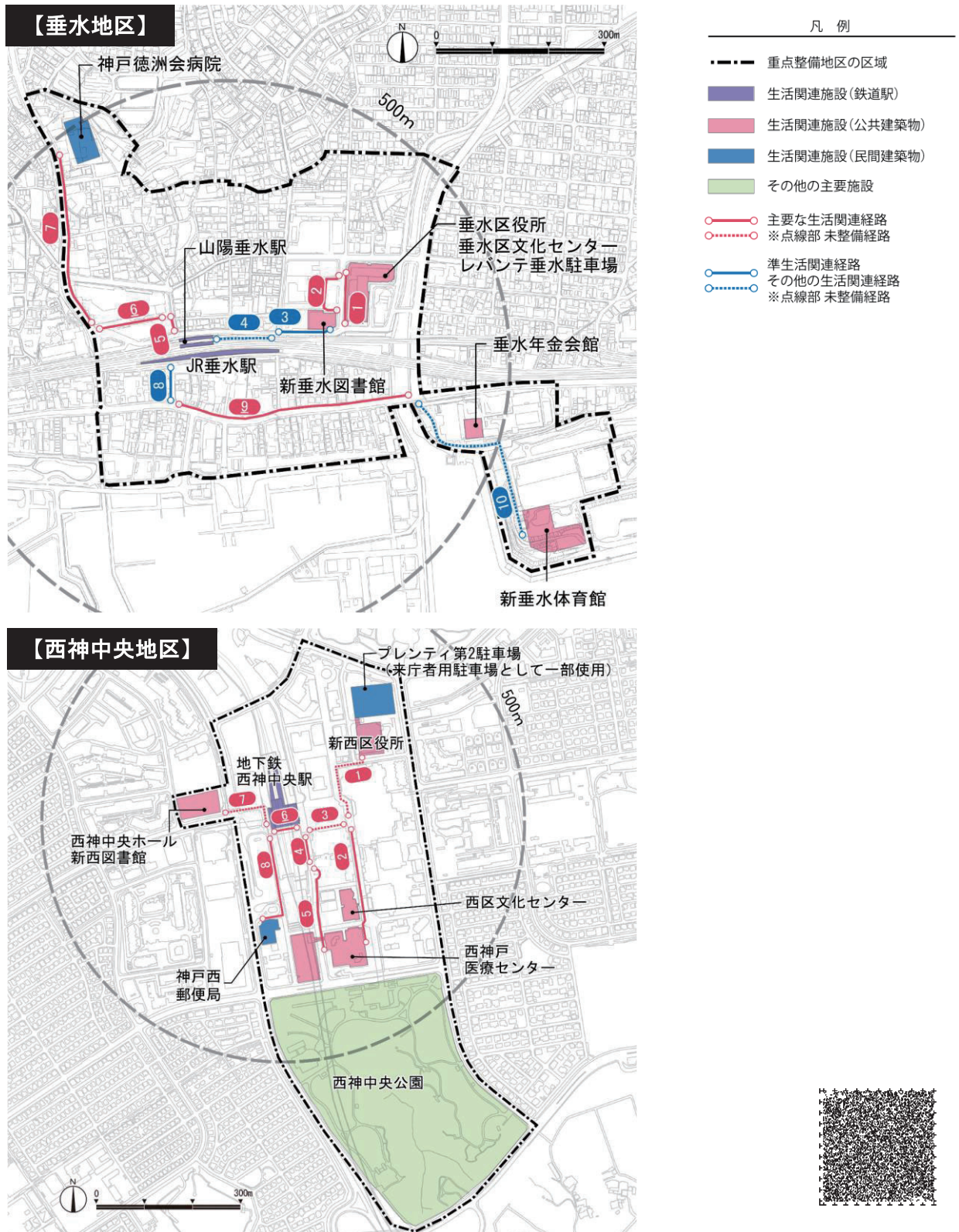
生活関連施設：重点整備地区内の鉄道旅客施設、市の主な施設、公園、路外駐車場、床面積 2,000 m²以上の病院及び郵便局

※いずれの施設も相当数の高齢者、障がい者等の徒歩による施設間移動が見込まれるもの

その他の主要施設：重点整備地区内にあり、生活関連施設との徒歩移動が見込みにくいものの、バリアフリー化を推進すべき施設

生活関連経路：生活関連施設の間を結ぶ道路で、道路移動等円滑化基準を満たした整備がされている、もしくは令和7年度までに整備を予定している道路

準生活関連経路：生活関連施設の間を結ぶ道路で、勾配や幅員等について、全条件を満たすわけではないが、生活関連経路に準ずる経路として可能な限りバリアフリー整備を進める経路



2 心のバリアフリー

バリアフリー化された施設や設備があっても、利用者にとって十分なバリアフリー化とはいえないものであったり、適切な状態が保たれていなかったりすれば、高齢者や障がい者等には利用できない場合があるため、バリアフリーの推進にあたっては、旅客施設や建築物、道路等の施設・設備等の整備とあわせて、市民のバリアフリーに対する意識・理解の向上や、お互い助け合いができる社会づくりなど、心のバリアフリーの推進が必要です。

高齢者、障がい者など配慮が必要な方の状態も、その人によって様々です。特に聴覚障がい及び知的・精神・発達障がいなど外見上分かりにくい障がいや状態への配慮は、継続して理解を深めていく必要があります。また、心のバリアフリーが広く浸透していくためには、子どもの頃から学校教育の一環として理解し、学んでいくことや、地域社会における意識啓発が重要です。

神戸市では、市職員や公共交通機関に従事する方だけでなく、市民を対象とした「心のバリアフリー研修」の開催や、小学校での総合学習の時間を活用したユニバーサルデザインの出前授業を実施するなど、今後も心のバリアフリーを推進していきます。

4. 推進に向けた取り組み

スパイラルアップによる基本構想の推進

バリアフリー化を取り巻く状況は日々変化しているため、社会状況や周辺状況の変化等に柔軟に対応していけるよう、必要に応じて基本構想を見直します。

また、市民等の利用者からの意見集約を行いながら、「計画・実施・評価・改善」の継続した取り組み（スパイラルアップ）を実践します。

基本構想の推進体制

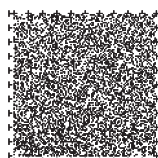
建物や道路など、連続性のあるバリアフリー化を進めていくためには、関係者の連携が重要となることから、市民及び行政、施設設置管理者等の参画による「神戸市バリアフリー推進会議」を継続設置します。

また、神戸市バリアフリー推進会議では、事業の進捗確認や、バリアフリー化に向けての情報交換・連絡調整を行います。

全市的なバリアフリー化への取り組み

施設の整備にあたっては、建築物移動等円滑化基準及び兵庫県福祉のまちづくり条例に適合させるとともに、障害のある方だけでなく外国人やベビーカーを使用する方など様々な方の意見を聞く必要があります。

それらについては施設設置管理者が主体となり進めていくものですが、施設設置管理者等が、幅広く当事者の意見を聞く機会を設けることにより、だれもが利用しやすい施設の整備が促進されるよう推進します。




神戸市 福祉局 障害福祉課

〒650-8570 神戸市中央区加納町 6-5-1

電話 078-322-6243 FAX 078-322-6044

令和4年3月発行

KOBE 
UNESCO City of Design

リサイクル適性 
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。